

# 安保法制違憲国賠訴訟控訴審第5回期日 報告集会プログラム

2021年12月10日（金）13:30～16:00

裁判の報告

代理人弁護士 福田 護

代理人弁護士 棚橋 桂介

代理人弁護士 古川（こがわ）健三

証人 半田 滋

※これからの裁判

2022年

女の会（地裁）	第16回期日	1月28日（金）14:30	【103号法廷】
埼玉控訴審裁判	第1回期日	2月3日（木）14:30	【101号法廷】
国賠訴訟控訴審裁判	第6回期日	2月4日（金）14:00	【101号法廷】*結審
差止訴訟控訴審裁判	第4回期日	2月22日（火）14:00	【101号法廷】
山梨控訴審裁判	第2回期日	2月25日（金）11:00	【101号法廷】
群馬控訴審裁判	第3回期日	3月17日（木）15:00	【101号法廷】

\*憲法学者 青井未帆氏証人尋問

## <経過>

10:00～ 裁判所前アピール行動  
11:00～ 第5回口頭弁論 101号法廷 開廷  
12:00～ 記者会見 \*後日動画配信予定  
13:30～ 報告集会 衆議院第二議員会館 \*zoom 配信あり  
15:00～ 原告集会 同上

## 半田滋証人の再尋問について

\* 2021年7月15日提出「上申書」より

本件では、2021年4月26日の第2回口頭弁論で、半田滋証人の証人尋問が行われた。その後、裁判所の構成が変わり、さらに本年8月に予定されている裁判長の交代により、次回期日までに証人尋問の当時から合議体の裁判官の過半数が尋問後に交代することとなる。

上記のように、本件は国際情勢の中での軍事技術的問題を含む日本の防衛問題、それと新安保法制との関係など、専門的知見に耳を傾ける必要性が格別に大きい事件である。このことからする半田滋氏の証人尋問の重要性に鑑みて、控訴人らは、8月の裁判長交代後、再尋問の申出を行う所存である。民事訴訟法249条3項の規定にしたがい、半田滋証人について、再尋問を行っていただきたい。

## 半田滋（ジャーナリスト）

\* 2020年6月10日提出「証人尋問の必要性についての意見書」より

半田滋氏（以下、半田氏）は、東京新聞の論説兼編集委員で、現在まで30年近く、一貫して防衛庁・防衛省の取材を担当し、自衛隊の実態に精通している。また、自衛隊の海外活動の取材のため、紛争地帯に長期間滞在の経験もある。紛争地帯の現実とそこでの自衛隊の活動を知る数少ないジャーナリストの一人であり、自衛隊の権限や活動、戦争・平和の問題に関して多数の著作・論考を発表し、それらは研究者も引用するほどの信頼性の高いものである。

また、紛争地域での経験を含む長年の取材活動による豊富な専門的知見から、同氏は、複雑多岐にわたる新安保法制法の条項が現実はどう適用され、日本にとってどのように作用するのか・しているのかという十分な知見を有し、その分析を行うことができる。原審判決において、新安保法制法の理解自体の不十分さが露見した大きな理由は、新安保法制法が対象とする事柄が、自衛隊の実態、武器や装備等についての知見、紛争地帯の実情、国際情勢など、極めて専門的で詳細な事柄にかかわり、それら事実についての理解が容易ではないゆえであり、それにもかかわらず専門家の証言に耳を傾けようとしなかったゆえであると考えられる。

原審判決ではあえて半田意見書に触れ、同意見書は全体として、アメリカによる戦争と、我が国による集団的自衛権の行使を「二重に予測した上で」、我が国が武力行使やテロ攻撃の対象となる旨の予測を述べるものであるなどと性格付け、アメリカの戦争だけでは未だ日本の現実的危険ではない旨判示している。しかし、アメリカの戦争に反対したことのない日本が、いつでも参戦できる集団的自衛権行使容認等の法律を作ったら、戦争の危険に恐怖を感じない方がおかしいのではないか。日米の軍事に関わる関係性は、裁判所が直接具体的に知ることが難しい事項であり、新安保法制が自衛隊員や国民の命、我が国の平和に関わる重要な問題であることに鑑みるならば、半田意見書の字面を追うだけではなく、法廷でじっくり半田氏の知見を得て真剣に審理し、その上で判断すべきであったはずである。

また、原審判決は、戦争やテロによる生命・身体の危険があるというためには、「我が国が他国から武力行使の対象とされている」とか「戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し」ていることが必要だとしているが、これでは戦争前夜、事態対処法の規定する武力攻撃予測事態のような状況を要求するものであって、戦争になれば身の危険はないというに等しい。このような非常識な判断をあえてするに至るのは、戦争やテロの実態を知らないからである。そのような事態が引き起こされることがどれほどの恐怖であるか真摯に向き合い、知見を得るために半田氏の証人尋問は不可欠である。

当審では、半田氏の尋問を強く希望するものである。

全国裁判の状況

2021/12/7

現在 \*地裁判決日順

裁判所サイト(<https://www.courts.go.jp/app/hanrei.jp/search1>)に判決文が公開されています。

判決	地裁名	事件番号	提訴日	結審	判決日	控訴審	事件番号	控訴日	結審	判決日	備考
1	札幌	平成29(ワ)50	2017/1/16	2019/1/18	2019/4/22	札幌高裁 第2民事部	令和元(ホ)184	2019/5/6	2021/1/27	2021/5/26	確定
2	東京 国陸	平成28(ワ)13525	2016/4/26	2019/7/25	2019/11/7	東京高裁 第2民事部	令和2(ホ)76	2019/11/20	2022/2/4		
3	大阪	平成28(行ウ)167	2016/6/8	2019/9/9	2020/1/28	大阪高裁 第8民事部	令和2(行コ)30	2020/2/7	2020/12/22	2021/4/16	確定
4	東京 差止	平成28(行ウ)169	2016/4/26	2019/10/30	2020/3/13	東京高裁 第10民事部	令和2(行コ)124	2020/3/27			
5	高知	平成28(ワ)128	2016/5/6	2019/12/27	2020/3/24	高松高裁	令和2(ホ)94	2020/4/6	-	2020/9/16	地裁差戻し
6	沖縄(那覇)	平成29(ワ)412	2017/6/23	2019/12/24	2020/6/30	福岡高裁那覇支部	令和2(ホ)61	2020/7/10	2020/11/19	2021/2/18	確定
7	群馬(前橋)	平成29(ワ)157	2017/3/29	2020/1/22	2020/10/1	東京高裁 第4民事部		2020/10/6			
8	新潟	平成29(ワ)54	2017/5/26	2020/12/22	2021/3/16	札幌高裁 第2民事部		2021/3/25			
9	埼玉	平成28(ワ)1379	2016/6/20	2020/11/27	2021/3/17	東京高裁 第19民事部		2021/3/26			
10	山梨(甲府)	平成29(ワ)331	2017/8/29	2020/12/22	2021/3/30	東京高裁 第12民事部	令和3(ホ)2235	2021/4/12			
11	宮崎	平成29(ワ)125	2017/3/29	2021/1/6	2021/5/26	福岡高裁宮崎支部		2021/6/9			
12	福岡 差止	平成28(行ウ)76	2016/11/16	2021/1/27	2021/6/9	福岡高裁 第4民事部	令和3(行コ)29	2021/6/22			
13	長野	平成28(ワ)210	2016/7/26	2021/1/29	2021/6/25	東京高裁 第4民事部		2021/7/6			
14	長崎	平成28(ワ)159	2016/6/8	2021/3/1	2021/7/5	福岡高裁		2021/7/15			
15	山口	平成28(ワ)287	2016/12/26	2021/3/3	2021/7/21	広島高裁					
16	京都	平成28(ワ)3905	2016/12/19	2021/4/15	2021/8/19	大阪高裁					
17	広島	平成28(行ウ)23	2016/9/16	2021/9/13	2021/12/8						
18	福島(いわき支部)	平成28(ワ)571	2016/4/26	2021/12/2	2022/2/22						
19	岡山	平成28(ワ)3825	2016/6/17	2021/12/3	2022/3/23						
20	神奈川(横浜)	平成28(ワ)3825	2016/9/16	2021/12/9							
21	福岡 国陸	平成28(ワ)3656	2016/11/16	2021/12/14							
22	鹿児島		2017/6/12	2022/1/18							
23	大分		2017/1/10	2022/1/20							
24	女の会(東京)	平成28(ワ)27258	2016/8/15								
25	愛知(名古屋)	平成30(ワ)3194	2018/8/2								
26	高知 差戻し審		-								